

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十八年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		
氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地
今西 高弘	大和郡山市下三橋町一〇一七番地	大和郡山市下三橋町一六一番

二 認可年月日

平成二十八年六月十七日